

第45回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 資料

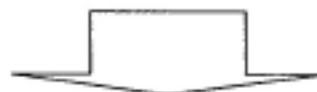
○ 中長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策について

I. 「中長期的に実施等すべき施策〔案〕」の検討にあたって ～今回の審議の主たる目的～	1
II. 残された課題について〔これまでの審議経過から〕	2
III. (資源化可能物の)資源化ルートの確立	5
IV. その他(中間答申での指摘事項)	6

I. 「中長期的に実施等すべき施策[案]」の検討にあたって～今回審議の主たる目的～

○これまでの経過

- ・本市の家庭系ごみ排出量は、他都市と比べて既に低い水準にある
- ・一方、本市で発生するごみの約6割を占める事業系ごみの排出量は他都市と比べて高い水準にある
(市民1人あたり、1事業者あたりとも)
- ・「中間答申」におけるごみ減量目標値は、結果として「家庭系」が中心となった
⇒ 「家庭系ごみ」については、
当分の間、「中間答申」の内容を踏まえた「当面の」施策の実施状況等を見守ることしたい



○今回の「中長期的に実施等すべき施策[案]」の審議においては、「事業系ごみ」に係る具体的な減量施策とその減量効果並びに新たな「減量目標値」の設定について検討をお願いしたい

II. 残された課題について〔これまでの審議経過から〕

1. 「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」（平成20年3月21日答申）

（理念）

- 事業系ごみの減量施策の検討にあたっては、「排出事業者責任の徹底」及び「排出事業者自らのごみ減量・リサイクルの取組」を前提に進めるべき
- 大阪市は、排出事業者に対して2Rの促進に向けた積極的な働きかけや減量指導を行い、その上で、排出事業者との連携・協働を基にしたシステムづくりに対してコーディネーター役を積極的に果たすべき

（方向性）

- 大規模建築物における中長期的な減量計画書の検討
- リサイクルルートや先進的に取組んでいる建物の調査・情報発信
- 中小規模事業者に対して、当面紙ごみを対象にリサイクル対象品目を設定
- 中小規模事業者に対して、地域的特徴を踏まえたモデル的事業の検討
- 10kg未満事業所への経済的インセンティブの検討
- 他都市事例を踏まえた「指定袋制度」の導入や資源物等の搬入禁止の検討
- 許可業者が収集するアパート・マンションに対する分別排出の促進



2. 「当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策について」(平成21年1月22日中間答申)

⇒ 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

産業廃棄物等の混入を徹底排除するための検査体制の充実や排出事業者や搬入者に対する啓発指導の強化

ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ

中小規模事業者のごみ減量等の優秀な取組みの顕彰や情報発信

※分別排出の指導徹底

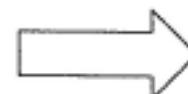
許可業者の収集するアパート・マンションを含めた「全ての市民」に対しての指導の徹底



3. 「残された課題」と「中長期的に実施等すべき施策」

○ 工場搬入の適正化

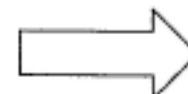
- ・リサイクルルートや先進的に取組んでいる建物の調査・情報発信
- ・中小規模事業者に対して、当面紙ごみを対象にリサイクル対象品目を設定
- ・地域的特徴を踏まえたモデル的事業の検討
- ・資源物等の搬入禁止の検討



(資源化可能物の)
資源化ルートの確立

○ ごみ処理手数料の適正化

- ・経済的インセンティブの検討
- ・「指定袋制度」の導入の検討



「手数料あり方検討部会」で検討中
(平成20年9月~)

(参考)

手数料あり方検討部会での検討内容

※ 「排出事業者責任の徹底」「受益と負担の公平性」の観点から検討すべき項目を整理し、検討を進めている

項 目	課 題	方 向 性 (案)
○適正な処理手数料 * 10kg未満事業所の取扱い	◊他都市に比べ、処分手数料が低く、処理コストとも乖離している	・原価を反映した料金設定や政策的料金設定の検討
○無料収集の範囲	◊排出者責任の観点から家庭系・事業系は明確に区分し、事業系は排出事業者の負担を求めるべき	・住居併設事業所等の取扱いの検討
○手数料の徴収 * 手数料の転嫁	◊排出者責任の徹底の観点から、排出事業者が直接負担できる方法が望ましい	・有料指定袋制の検討
○排出量の認定基準	◊処理手数料の排出量認定は、比重を1／3(1㍑=0.33kg)で重量換算しているが、実重量との相違があり、排出者にもわかりにくい。	・容積(袋サイズ)を基準に処理手数料額を検討

III. (資源化可能物の)資源化ルートの確立について

(課題)

- ・ 中小規模事業者から排出される事業系ごみに混入している紙ごみを始めとする資源化可能物のリサイクルが十分進んでいない

〔中小規模事業者から排出される「不定期でロットの小さな」資源化可能物のリサイクルルート(特に収集輸送手段)が十分に確保されていない〕

(検討すべき施策)

- ・ リサイクル情報の収集・提供機能の充実
現在、再生資源業者の情報について、リプラザ大阪のホームページで紹介している
⇒ 再生資源業者の実態を把握したうえ、大阪府登録再生事業者の名簿(府のホームページで掲載)なども参考にしながらより有益な情報収集と情報発信機能の拡充を図る
- ・ 中小規模事業者に対するモデル的事業の検討
⇒ 従来の地域的なまとまり(商店街等)だけでなく、同業組合やビル管理会社等の新たな単位を視野に入れた中小規模事業者を中心とした古紙共同回収のモデル的事業を検討する
- ・ 業界団体等に対するごみ減量の働きかけ
⇒ 資源化可能物(特に紙ごみ)の排出量が多い業界等の実態把握を行うとともに、具体的な取組み方法や普及啓発等について検討する

※ 資源物の搬入禁止の検討

- ⇒ 紙ごみ等のリサイクルを側面から促進する手段のひとつとして、資源化可能物の搬入禁止措置についても検討する
(ただし、その前提として「リサイクル出来る」環境が一定整備されていることが条件)

IV. その他（中間答申での指摘事項と今後の対応）

(1) メタン化技術などを利用した、ごみのバイオマスとしての利用について

- ・ 動植物由来の再生可能な資源であるバイオマスは、都市においても生ごみ等多く発生しており、近年、焼却処理(熱回収)より効率的にエネルギーを回収可能なメタン化等へのバイオマス利活用が、研究されている。
- ・ バイオマスとして利活用は、温室効果ガスの削減に効果があるものであるが、投入する廃棄物の質や生成物の利用方法などの点で課題があり、その導入について引き続き研究する必要がある。

(2) (施策展開における)実施単位について

- ・ 今後施策を実施するにあたっては、その施策の担い手である市民が効果をより身近に感じられるような「実施単位」の設定と、効果測定の手法(一般的に、行政区より小さい実施単位については効果の把握が困難な場合がある)について検討する必要がある。

(3) プラスチック全般の分別方法とリサイクルのあり方について

- ・ 現行の容器包装リサイクル法は、同一製品・同一素材のプラスチックであっても排出場所や用途により、法の対象にならない問題などについて、(社)全国都市清掃会議を通じて引き続き国に対して法改正等の要望を行う。
- ・ 一方、温室効果ガスの削減を図る上で、プラスチックごみの削減(発生抑制)をより一層進める必要があることから、2Rに重点を置いた啓発を引き続き進める。

(4) 大阪市の特徴を生かした資源の域内循環に向けた取組みについて

- ・ 消費地であり同時に生産地である大阪市域では、膨大な資源が消費されている。
- ・ こうした大阪市の特徴を生かした域内循環の取組みについても、今後研究が必要である。

(5) ごみ焼却による熱回収の促進について

- ・ これまで、大阪市では循環型社会の構築を目指し、焼却工場で発生した焼却余熱をエネルギーとして回収・利用することに努めてきた。
- ・ 今後焼却工場の建替えを行う場合にも、高効率発電など積極的に余熱利用を図っていく。